

呉市水道局建設工事公募型指名競争入札実施要綱

財務課

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市水道局(以下「水道局」という。)が発注する建設工事の一部について、入札参加意欲及び技術的適性を有する建設業者を幅広く公募するため行うこととした公募型指名競争入札の実施に関し、受注意欲の確認、技術資料の審査等、呉市水道局契約規程(昭和39年呉市水道局規程第12号。以下「契約規程」という。)及び呉市水道局工事請負業者選定に関する規程(昭和63年呉市水道局規程第8号)に定めるもの以外の必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 公募型指名競争入札の対象とする建設工事(以下「対象工事」という。)は、おおむね1億5,000万円以上5億円未満の工事とする。ただし、緊急を要する場合その他公募型指名競争入札に係る手続により難しい場合は、この限りでない。

(公告)

第3条 管理者は、対象工事を公募型指名競争入札に付そうとする場合においては、水道局掲示板、呉市役所掲示場及び呉市役所市民センター掲示場に掲示することにより公告し、水道局ホームページに掲載するものとする。

(入札参加希望者の要件)

第4条 呉市水道局工事請負業者選定に関する規程(昭和63年呉市水道局規程第8号)第3条に規定する指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)は、対象工事について、入札参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)の要件(特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を実施する場合は、代表者及び構成員の要件並びに構成要件)を決定するものとする。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても明らかにするものとする。

(1) 資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ウ 建設業の許可を有してから3年以上の営業年数と元請として相当の施工実績を有すること。

エ 対象工事に係る建設工事の種類(以下「工種」という。)について、当該年度の呉市水道局建設工事入札参加有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されていること。(経常建設共同企業体を除く。)

オ 対象工事に係る工種について、当該年度の名簿に登録されている等級格付が指定した格付であること又は当該年度の名簿に登録する際に提出した建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の総合評点が指定した数値であること。

カ 対象工事と同種の工事の施工実績があること。

キ 対象工事に必要な監理技術者を工事現場に専任で配置できること。

ク 当該公告の日から当該入札の日までの間のいずれかの日においても、呉市水道局から指名停止を受けていないこと及び次に掲げる者が市町村税を滞納していないこと。

(ア) 個人の場合 その代表者

(イ) 法人の場合 法人及びその代表者(委任関係にあるときは、その受任者)

ケ 建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者を置くことができること。また、現場代理人を必要とする場合には、これを置くことができること。

コ 対象工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

サ 代表権を有する役員がコに規定する受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

シ その他必要と認める資格等があること。

(2) 共同企業体に工事を発注する場合の資格要件

共同企業体の構成員のすべてが、前号に掲げる要件を満たしていること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、前号カの要件を付さないことができるものとする。

(3) 共同企業体に工事を発注する場合の構成要件

ア 共同企業体の構成員のうち指定した数以上は、建設業法第3条第1項に規定する営業所を呉市内に有すること。

イ 共同企業体の構成員は、指定した出資比率以上とすること。

ウ 共同企業体の代表者は、施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大とすること。

エ 対象工事について1業者が結成できる共同企業体の数は1とし、重複結成はしないこと。

オ その他必要と認める構成要件であること。

(入札参加資格の決定)

第6条 前条の入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、対象工事ごとに、委員会で決定するものとする。

(入札説明書の配付)

第7条 入札説明書は、公告の内容その他必要な事項を記載するものとし、別冊として、対象工事の概要を記した書面及び図面を含めるものとする。

2 入札説明書の配付は、公告に定める期間内に財務課において行うものとする。

(申請書等の配付)

第8条 入札参加資格審査申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)の様式の配付は、入札説明書と同じ要領で行うものとする。ただし、水道局ホームページに当該申請書を掲載する場合は、配布を省略することができる。

- (1) 施工実績調書(様式第2号)
- (2) 配置予定技術者の資格(様式第3号)
- (3) その他必要と認める書類

(申請書等の提出)

第9条 対象工事の入札に参加しようとする者は、申請書等を管理者に提出しなければならない。

2 申請書等の提出は、公告に定める期間内に財務課へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

(入札参加資格の確認)

第10条 申請書等を提出した者の入札参加資格の有無については、委員会が審査し、確認するものとする。

(入札参加資格の確認の通知)

第11条 管理者は、公告に定める期間までに入札参加資格の有無を、申請書等を提出した者に通知するものとする。ただし、共同企業体の場合は、代表者に通知するものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第12条 委員会は、入札参加資格がないと認められた者から要請があったときは、理由を説明するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第13条 入札参加資格の確認後において、入札参加資格があると確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象工事の入札に参加することができないものとする。

- (1) 入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等について虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(現場説明会)

第14条 工事内容の説明は，設計図書等の販売によって行うものとする。

（設計図書等に関する質問及び回答）

第15条 設計図書等に関する質問の取扱いは，次のとおりとする。

- (1) 設計図書等に関する質問がある場合は，公告に定める期間内に書面において行うものとし，水道局ホームページに掲載した指定様式を使用するものとする。
- (2) 質問書の提出は，財務課へファクシミリによる送信又は持参により行うものとし，その回答方法は，公告に定めるものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第16条 入札保証金については契約規程第11条第2号の規定により免除するものとし，契約保証金については，契約規程第39条から第40条の2までの規定によることとする。

（入札の執行）

第17条 入札の執行は，次のとおりとする。

- (1) 郵送又は電送の入札は，認めないものとする。
- (2) 入札開始時刻に遅れたときは，入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札に際し，入札参加者に入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出させるものとする。

（無効の入札）

第18条 規程第9条に該当する入札及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は，無効とし，無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

（入札結果等の公表）

第19条 入札結果等の公表については，次のとおりとする。

(1) 公表の内容

- ア 申請書等を提出し，入札参加資格があると確認を受けた者
- イ 入札に参加した者
- ウ 入札に参加した者の入札金額

(2) 公表の時期

落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後なるべく早期に公表するものとし，それまでは入札参加資格があると認められた者及びその数とも公表しないものとする。

(3) 公表の場所及び方法

水道局ホームページに掲載することにより公表する。

（その他）

第20条 公募型指名競争入札の実施について必要な事項は、法令その他の規程及びこの要綱に定めるところによるほか、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(要綱の廃止)

2 呉市水道局建設工事公募型指名競争入札実施要綱(平成13年9月1日実施)は、廃止する。